

災害時の応急対策に協力して頂ける企業を募集します。

国土交通省関東地方整備局相武国道事務所は災害等の発生、または発生の恐れがある場合における災害応急対策業務に協力して頂ける企業の募集を行います。

現在、相武国道事務所では地震・大雨等により当事務所が管理する道路施設等に災害が発生した場合に、迅速な情報収集、被災施設の復旧及び被害拡大の防止を図るため、災害応急対策業務に関する協定を近隣の企業と締結し、災害に備えております。

このたび、平成26年1月31日に現協定が期限を迎えることから、引き続き防災力の強化を図るため、当事務所の災害応急対策業務に協力する意欲を持ち技術力のある企業を募集した上で、新たな協定を締結し、災害の発生に備えて行きたいと考えております。(今回の公募から新たに「電気・機械設備関連」の分野を追加しています。)

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局における入札契約制度において、平成25年8月から実施している二極化による総合評価落札方式のうち「地域密着工事型」で発注される場合に、評価項目の「企業の技術力ー地域貢献度」において、施工都県内の行政機関との災害協定の有無により加算評価されます。

受付期間:平成25年11月 1日(金)～平成25年11月29日(金)(必着)迄
詳細は、下記ホームページ又はQRコードをご確認ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/06busine_r/busine_o/disaster/index.htm



発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会
東京都庁記者クラブ 神奈川県政記者クラブ 八王子記者クラブ
相模原記者クラブ 立川市政記者クラブ 青梅・西多摩記者クラブ
埼玉県政記者クラブ さいたま市政記者クラブ 山梨県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

TEL:042-643-2001(代表)

むらさし てつお

とやま よしひこ

副所長 村刺 徹雄 (内205) 管理第二課長 外山 喜彦 (内441)

協定及び公募の概要

【協定名】

- 「災害応急対策業務に関する協定書」(道路構造物関連)
- 「災害応急対策業務に関する協定書」(電気・機械設備関連)

【業務内容】

(道路構造物関連)

- ①緊急点検(パトロール)・・・損傷箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保のためバリケード等の設置 等
- ③道路啓開・・・緊急車両の通行確保を図るため障害物除去 等
- ④応急復旧・・・緊急輸送道路の機能を確保するための状況に応じた復旧 等
- ⑤防災訓練・・・出動訓練、緊急点検、情報伝達訓練 等

(電気・機械設備関連)

- ①緊急点検・・・被災した設備の損傷箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保を図るため、被災した設備に係る危険箇所にバリケード等の設置 等
- ③応急復旧・・・被災した設備の機能回復に必要な応急復旧作業 等
- ④防災訓練・・・出動訓練、緊急点検、情報伝達訓練 等

【協定区間】

(道路構造物関連)

- ・相武国道事務所が管理する国道16、20号(BP含)のうち概ね5～10km

(電気・機械設備関連)

- ・相武国道事務所が管理する電気・機械設備のうち指示するもの

【応募資格(概要)】

(道路構造物関連)

- ・関東地方整備局の入札参加資格業者のうち「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」のいずれかに認定されているもの。
- ・東京都内又は神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成10年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請として、「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「アスファルト舗装工事」のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を有すること。

(電気・機械設備関連)

- ・関東地方整備局の入札参加資格業者のうち「電気設備工事」、「機械設備工事」、「通信設備工事」、「受変電設備工事」のいずれかに認定されているもの。
- ・東京都内又は神奈川、埼玉、山梨県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成10年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請として、「電気設備工事」、「機械設備工事」、「通信設備工事」、「受変電設備工事」のいずれかの施工実績(2,500万円以上)を有すること。

【協定期間】

平成26年2月1日～平成28年8月31日 迄

【スケジュール】

応募期間 : 平成25年11月1日(金)～平成25年11月29日(金)
協定締結者通知 : 平成26年1月上旬を予定